

使用開始日
2025年1月18日

グローバル新世代関連 株式ファンド 愛称：ミレニアルズ

追加型投信／内外／株式

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ*
追加型	内外	株式	株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

「グローバル新世代関連株式ファンド」は、信託約款を変更するための手続きを行います。詳しくは本書の<追加的記載事項>をご確認ください。なお、信託約款変更が決定した場合には、「愛称:ミレニアルズ」は削除されます。

この目論見書により行う「グローバル新世代関連株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年1月17日に関東財務局長に提出しており、2025年1月18日にその効力が生じております。

■ 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2024年10月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:19兆7,834億円
(2024年10月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主としてわが国を含む世界の株式に投資し、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主としてわが国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)に投資を行い、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

- 預託証書、上場投資信託証券に投資することがあります。
- 株式の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2 ポートフォリオの構築にあたっては、ミレニアルズ*投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業のうち、競争優位性およびその持続可能性、経営陣の質の評価に基づき選定した質の高い銘柄群のなかから、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を中心に投資を行います。

- ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄に厳選投資します。

※ボトムアップ・アプローチとは、企業訪問、分析を基に投資価値を見極めて投資する個別銘柄に主眼を置いた投資手法の一つです。

※ミレニアルズ*投資テーマについては、2ページをご参照ください。

ミレニアルズ*とは?

1980年～90年代に生まれた世代を指します。全世界レベルでは最大の世代層であることや収入の増加により、ミレニアルズは今後の世の中をけん引すると見込まれています。

※ミレニアルズは米国で生まれた造語であり、本書で使用するミレニアルズの定義はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの分類によるものです。

*信託約款変更が決定した場合には、「ミレニアルズ」は「新世代」に変更となります。詳しくは後述の<追加的記載事項>をご確認ください。

3 株式などの運用指図に係る権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

ゴールドマン・サックス・グループのご紹介

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界の主要な金融機関のひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関などに対して、資産運用業務・投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2024年9月末現在、グループ全体で約2兆7,925億米ドル(約399兆4,433億円、1米ドル=143.040円で換算)の資産を運用しています。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのニューヨーク拠点です。



ファンドの目的・特色

現時点の3つのミレニアルズ*投資テーマ

<ミレニアルズ*の特徴>

<注目される投資テーマ>

1

デジタル世代



情報技術

- 幼少期からコンピューターやインターネットに慣れ親しみ、インターネットを通じたつながりのなかで育ってきた世代。
- テクノロジーと、それを駆使してアクセスできる情報やコミュニケーションが、ミレニアルズの意味決定に大きく影響を与えています。

- ビッグデータ/IoT (Internet of Things)*1
- モバイル端末
- SNS/インスタント・メッセージ
- サイバーセキュリティ など

*1 IoT(Internet of Things)とは、「モノのインターネット」といわれ、あらゆるものがインターネットでつながっていくことによって実現される新たなサービス、ビジネスモデルなどを指しています。

2

堅実な消費



スマート消費

- 金融危機を経験したミレニアルズは、資産価格の下落を経験し、所有へのリスク意識が高まりました。
- したがって、費用対効果(コストパフォーマンス)意識も高く、より利便性や価格を追求するようになりました。

- eコマース
- フィンテック*2/エドテック*3
- ファスト・ファッション
- カーシェアリング
- 音楽/ビデオ・ストリーミング など

*2 フィンテックとは、金融(Finance)とテクノロジー(Technology)を合わせた造語で、テクノロジーを駆使して新しい金融サービスを手がける動きなどを指しています。

*3 エドテックとは、教育(Education)とテクノロジー(Technology)を合わせた造語で、テクノロジーを駆使して新しい教育サービスを手がける動きなどを指しています。

3

新しい価値観



ウェルネス(健康やレジャーなど)

- 豊富なモノに囲まれ育ったミレニアルズは、他の世代より、心の豊かさや健康(ウェルネス)を追求し重視する傾向があります。
- 価格も重要ですが、気に入ったモノにはお金を惜しまず、健康や美容、旅行などに高い対価を支払う傾向があります。

- ウエアラブル機器
- 旅行
- スポーツウェア
- ヘルシーフード など

※投資テーマは、2024年10月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

※当ページのミレニアルズ*に関する記載は、特徴などの一部を抜き出したものであり、全てを表しているものではありません。また、全ての場合に当てはまるものでもありません。

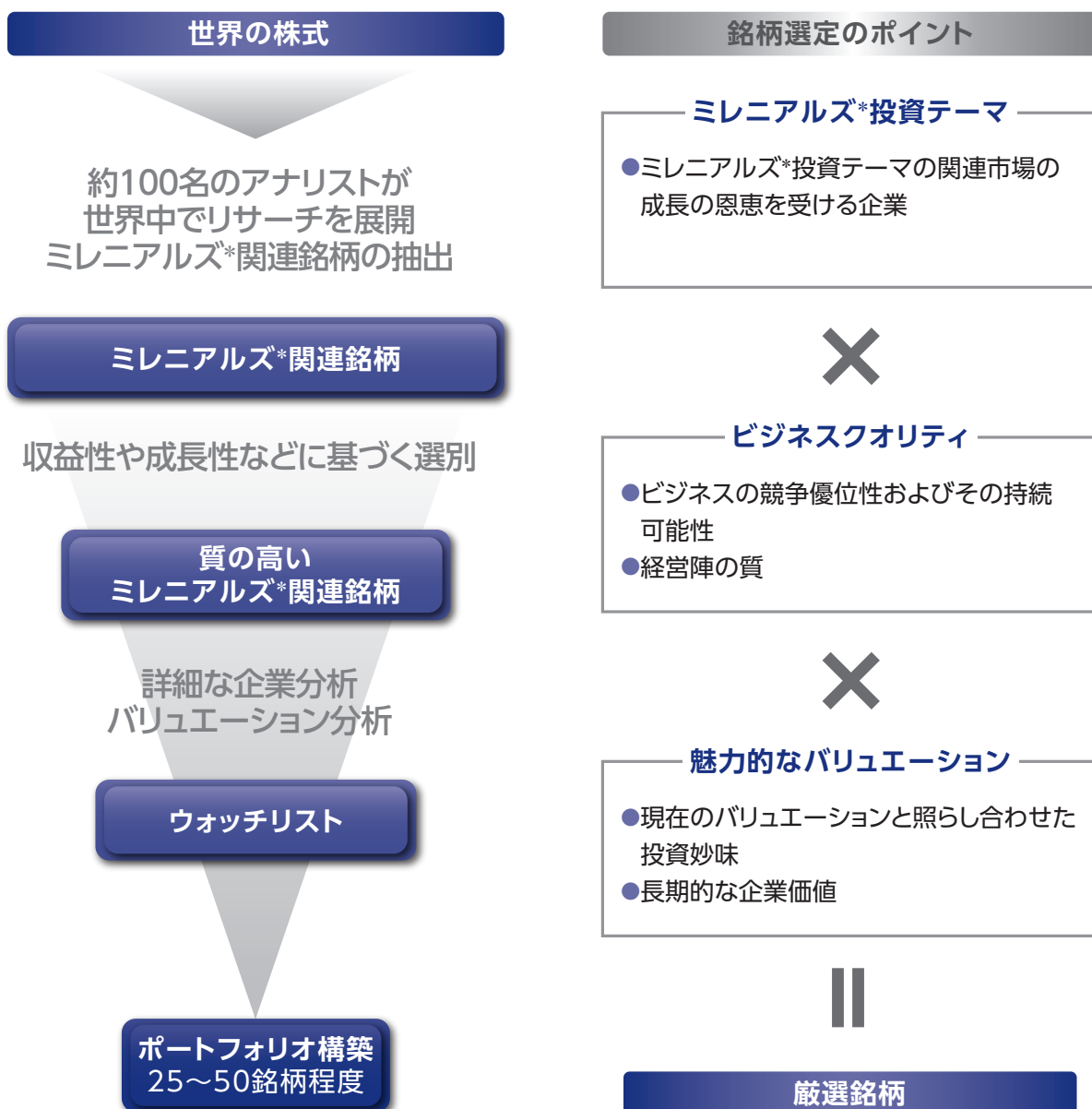
*信託約款変更が決定した場合には、「ミレニアルズ」は「新世代」に変更となります。詳しくは後述の<追加的記載事項>をご確認ください。



ファンドの目的・特色

運用プロセス

ポートフォリオの構築にあたっては、ミレニアルズ*投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業のなかから、持続可能な競争優位性があり、かつ魅力的な株価水準の銘柄に投資することで、リターンの最大化を目指します。



出所:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのデータを基にアセットマネジメントOne作成

※運用プロセスは、2024年10月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

*信託約款変更が決定した場合には、「ミレニアルズ」は「新世代」に変更となります。なお、投資テーマの変更に伴う運用プロセス(ポートフォリオ構築方法等)の変更はありません。



ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合	同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信託約款変更が決定した場合には、以下の投資制限が追加されます。

デリバティブ取引の利用	デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
外国為替予約取引の利用	外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

■ 分配方針

原則として、年1回(毎年4月17日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆ 分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式(預託証券を含みます。)の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

銘柄選択 リスク

特定の産業(テーマ)への集中投資は、基準価額の変動を大きくする可能性があります。

当ファンドは特定の産業(テーマ)に属する企業へ重点的に投資するため、幅広い業種や銘柄に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、新興国通貨建証券の場合、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。



投資リスク

上場投資 信託証券に 投資する リスク

上場投資信託証券にかかる運営・制度動向等は、ファンド運営に影響を及ぼす要因となる場合があります。

上場投資信託証券の関係法人(運用会社などを含む)におけるファンド運営業務、設立国や取引市場などでの規制当局の動向、法制度や税務制度などの変更が、間接的に当ファンドの運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

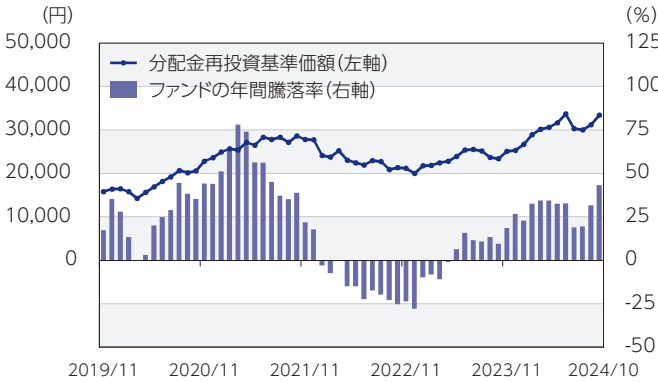
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



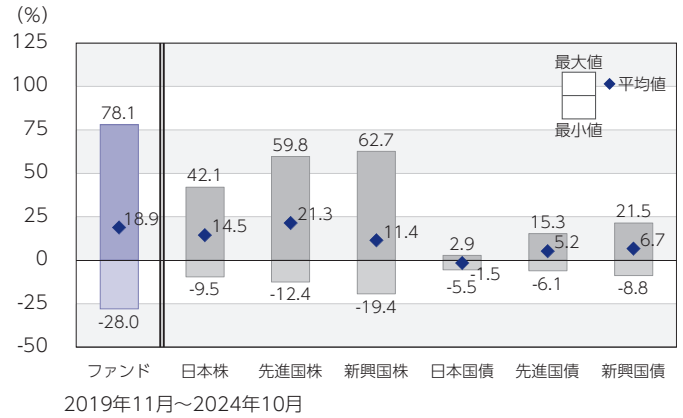
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

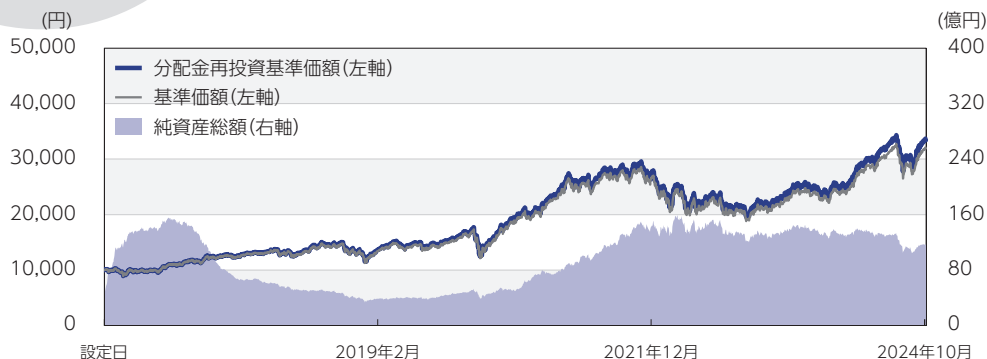
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2024年10月31日

基準価額・純資産の推移 (2016年4月18日~2024年10月31日)



分配の推移 (税引前)

2020年 4月	100円
2021年 4月	100円
2022年 4月	100円
2023年 4月	100円
2024年 4月	100円
設定来累計	800円

※分配金は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2016年4月18日)

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	93.80
内 アメリカ	60.09
内 ケイマン諸島	6.78
内 台湾	4.13
内 ジャージイー	2.85
内 ルクセンブルグ	2.69
内 その他	17.26
投資証券	1.68
内 アメリカ	1.68
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4.52
合計(純資産総額)	100.00

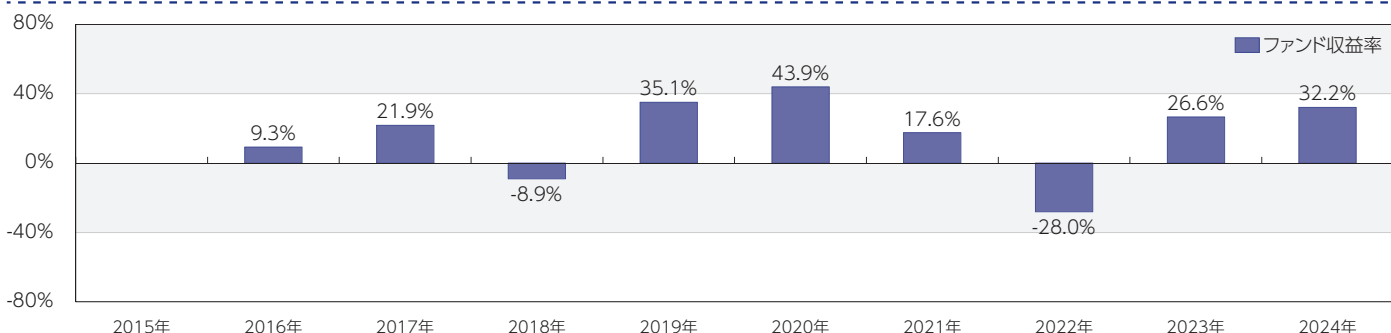
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	8.28
2	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	7.84
3	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	6.69
4	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	6.22
5	META PLATFORMS INC	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.44
6	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	4.13
7	MASTERCARD INC	株式	アメリカ	金融サービス	4.05
8	EXPERIAN PLC	株式	ジャージイー	専門サービス	2.85
9	LIVE NATION	株式	アメリカ	娯楽	2.70
10	NEXTERA ENERGY INC	株式	アメリカ	電力	2.52

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	半導体・半導体製造装置	15.54
2	インタラクティブ・メディアおよびサービス	12.43
3	娯楽	12.32
4	コンピュータ・周辺機器	8.90
5	大規模小売り	8.36

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2016年は設定日から年末までの収益率、および2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年1月18日から2025年7月17日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・シンガポール取引所の休業日 ・シンガポールの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	2026年4月17日まで(2016年4月18日設定) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">信託約款変更が決定した場合には、信託期間は2046年4月17日までとなります。</div>
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年4月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">信託約款変更が決定した場合には、当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</div>



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	<p>購入価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。</p> <p>購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。</p>												
信託財産留保額	<p>換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。</p>												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.925%(税抜1.75%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率1.00%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.70%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.05%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※委託会社の信託報酬には、当ファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー)に対する報酬(当ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.65%)が含まれます。 ※ファンドが投資対象とする上場投資信託証券については、市場の需給により価格が形成されるため、その費用を表示することができません。</p>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率1.00%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
支払先	内訳(税抜)	主な役務											
委託会社	年率1.00%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価											
販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価											
受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>												

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

信託約款変更が決定した場合には、以下の内容が追加になります。

※少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
2.02%	1.93%	0.09%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年4月18日～2024年4月17日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



追加的記載事項

信託約款変更の予定について

当ファンドは、信託約款を変更するための手続きを行います。

1. 信託約款変更の内容

当ファンドの投資ユニバースを“ミレニアルズ投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”から“新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”に変更するとともに、信託期間の延長(2046年4月17日まで)を行います。また、少額投資非課税制度(NISA)の特定非課税管理勘定(成長投資枠)(以下「成長投資枠」といいます。)の対象とするために、デリバティブ取引および外国為替予約取引の利用目的の明確化を行います。

2. 信託約款変更を行う理由

当ファンドは2016年4月18日に設定され、主としてわが国を含む世界の株式に投資し、投資信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。また、当ファンドのポートフォリオ構築にあたっては、新世代(設定時においてはミレニアルズ)に着目し、ミレニアルズの特徴と関連する投資テーマの市場の成長の恩恵を受ける企業のうち、競争優位性およびその持続可能性、経営陣の質の評価に基づき選定した質の高い銘柄群のなかから、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を中心に投資を行ってまいりました。現状、当ファンドの信託期間は2026年4月17日(以下「償還予定日」といいます。)までとしておりますが、当ファンドの名称として冠している「グローバル新世代」をテーマとする株式の銘柄選定とポートフォリオ構築は、償還予定日以降も引き続き魅力的かつ有効な投資手法であり、投資信託財産の成長に寄与し得るものと考えております。一方で、歳月の経過によって、「ミレニアルズ」よりも新しい世代が「グローバル新世代」の中心的存在になりつつあります。

このような考えに基づき、当ファンドは、信託期間を延長するとともに、今後は投資ユニバースを“ミレニアルズ投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”に限定せず、各時代における“新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”として運用を行うことが受益者の利益に資すると考え、投資ユニバースを“新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業”に変更し、ミレニアルズの次世代等も含めた長期的なテーマでの運用とするとともに、信託期間を2046年4月17日までとしたいと考えております。併せて、ファンドの愛称“ミレニアルズ”の削除も行います。

また、2024年1月から開始された少額投資非課税制度(NISA)の成長投資枠については、信託契約期間の定めがないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていることが要件の一つであるところ、今回の信託期間の延長によりその要件を充足することになります。当ファンドを成長投資枠の対象とすることも受益者の利益に資すると考え、成長投資枠の要件の一つであるデリバティブ取引等の利用目的に関する記載についても所要の変更を行います。

上述の運用の基本方針の変更は、重大な約款変更にと考えておりますことから、信託約款の規定に基づき書面決議の手続きを実施することといたしました。

3. 信託約款変更までの主な日程

受益者の確定日	2025年1月21日
書面による議決権の行使期限	2025年2月19日まで
書面決議の日(信託約款変更の可否が決定される日)	2025年2月20日
信託約款変更適用予定日	2025年3月10日



追加的記載事項

4. 書面による決議(書面決議)について

- ・書面による議決権の行使については、2025年1月21日現在の受益者の皆さまを対象としております。2025年1月22日以降に取得された受益権口数(2025年1月18日以降に取得申込みをされた受益権口数)は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。
- ・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、当ファンドの信託約款の変更は行いません。
※書面決議の結果は、2025年2月20日(書面決議の日)以降、委託会社のホームページ(<https://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

5. ご留意事項

信託約款変更が決定した場合には、本書<ファンドの目的・特色> ファンドの特色>については、内容が以下のとおり変更となります。(下線部が変更箇所になります。)

(略)

2 ポートフォリオの構築にあたっては、新世代投資テーマの関連市場の成長の恩恵を受ける企業のうち、競争優位性およびその持続可能性、経営陣の質の評価に基づき選定した質の高い銘柄群のなかから、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を中心に投資を行います。

- ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄に厳選投資します。

※ボトムアップ・アプローチとは、企業訪問、分析を基に投資価値を見極めて投資する個別銘柄に主眼を置いた投資手法の一つです。

新世代とは?

労働市場に参入し、収入の増加を経験している新しい世代を指します。これらの世代は、独自の消費パターンを形成しており、その傾向は時代とともに変化します。この定義は対象となる世代の変化に応じて柔軟に適用されるものです。

※本書で使用する新世代の定義はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの分類によるものです。

新世代投資テーマについては、2ページをご参照ください。

(略)



追加的記載事項

現時点の3つの新世代投資テーマ

<新世代の特徴>

<注目される投資テーマ>

1

デジタル世代

情報技術

- 幼少期からコンピューターやインターネットに慣れ親しみ、デジタル技術を生活の一部として取り入れてきた世代。
- テクノロジーを駆使してアクセスできる情報やコミュニケーションが、意思決定に大きく影響を与えています。

- ビッグデータ/IoT (Internet of Things)*1
- モバイル端末
- SNS/インスタント・メッセージ
- サイバーセキュリティ
- 人工知能(AI) など

*1 IoT(Internet of Things)とは、「モノのインターネット」といわれ、あらゆるものがインターネットでつながっていくことによって実現される新たなサービス、ビジネスモデルなどを指しています。

2

堅実な消費

スマート消費

- テクノロジーの活用により、より多くの情報にアクセスできることから、より合理的な消費行動をとる傾向にあります。

- eコマース
- フィンテック*2/エドテック*3
- 音楽/ビデオ・ストリーミング など

*2 フィンテックとは、金融(Finance)とテクノロジー(Technology)を合わせた造語で、テクノロジーを駆使して新しい金融サービスを手がける動きなどを指しています。

*3 エドテックとは、教育(Education)とテクノロジー(Technology)を合わせた造語で、テクノロジーを駆使して新しい教育サービスを手がける動きなどを指しています。

3

新しい価値観

ウェルネス(健康やレジャーなど)

- 豊富な情報と選択肢の中で育った新世代は、他の世代より、心の豊かさや健康(ウェルネス)を追求し重視する傾向があります。
- 価格も重要ですが、気に入ったモノにはお金を惜しまず、価値観、ライフスタイル、健康、ウェルネスに沿った製品・サービスに高い対価を支払う傾向があります。

- ウェアラブル機器
- 旅行
- スポーツウェア
- 健康・ウェルネス など

※投資テーマは、今後予告なく変更される場合があります。

※当ページの新世代に関する記載は、特徴などの一部を抜き出したものであり、全てを表しているものではありません。また、全ての場合に当てはまるものでもありません。

